

## 九州大学生体防御医学研究所動物実験委員会内規

### (設置)

第1条 九州大学生体防御医学研究所(以下「研究所」という。)に、九州大学動物実験規則(平成17年度九大規則第14号。以下「規則」という。)第7条及び九州大学動物実験委員会規程(平成16年度九大規程第195号。以下「規程」という。)第4条の規定に基づき、九州大学生体防御医学研究所動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画及び承認を得た動物実験計画の変更について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、事前審査を行い、その結果を、九州大学生体防御医学研究所長(以下「所長」という。)に報告すること。
- (2) 実験動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、及び魚類等)の飼養保管及び動物実験に係る安全確保に努めること。
- (3) 動物実験等において、感染、環境汚染その他の事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、事故の経緯、事後の処理等について、所長に報告すること。
- (4) 動物実験の実施について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、自己点検・評価を行い、その結果を、所長及び九州大学動物実験委員会に報告すること。
- (5) その他適切な実験動物の飼養保管及び動物実験等に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 規程第3条第1項第3号の委員のうち、研究所から選ばれた委員
  - (2) 研究所の教員のうちから選ばれた者 3人
- 2 前項第1号の委員は、規則第8条に規定する研究所の動物実験主任者を兼務する。
- 4 第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、所長が任命する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。

### (議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(動物実験の事前審査)

第7条 委員会は、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に基づき、速やかに、事前審査を開始しなければならない。

2 委員は、自ら動物実験責任者となる計画の事前審査に加わることができない。

(動物実験等の迅速審査)

第8条 委員会は、次のいずれかに該当するときは、委員長又は委員長が指名する委員による迅速審査に委ねることができる。

- (1) 実験実施者(実験責任者を除く。)に関する変更の審査
- (2) 実験実施期間の短縮に関する変更の審査

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、医系学部等事務部学術協力課において処理する。

(補足)

第10条 この内規に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成16年 9月 8日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成20年9月10日から施行する。

2 この内規施行後最初に任命される第3条第1項第2号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年1月1日から施行する。